

定期監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年9月10日

宇和島地区広域事務組合

監査委員 上 甲 康 夫

監査委員 松 本 孔

監査委員 山 下 正 敏

定期監査結果報告

1. 監査の対象

- (1) 勝山荘
- (2) 古城園

2. 監査の対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3. 監査の実施期間

- (1) 勝山荘 : 令和3年6月4日から令和3年7月19日まで
- (2) 古城園 : 令和3年6月7日から令和3年7月19日まで

4. 監査を行った委員

上 甲 康 夫
松 本 孔
山 下 正 敏

5. 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行が法令に基づいて適正、効率的かつ合理的に執行されているかなどに主眼をおき、提出された資料を検討し、関係諸帳簿との照合を行い、内容を監査したほか、分掌事務の管理運営について所属長及び担当職

員より事情を聴取して実施した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行について関係書類を監査した結果、おおむね良好に行われていたが、一部において注意、改善等を要する事項が見受けられた。

その概要は次のとおりであるが、今後、より一層適正な事務の執行を望むものである。

(1) 勝山荘

「宇和島地区広域事務組合財務規則」で準用する「宇和島市会計規則」の第139条で、「出納職員が歳入金を受納したときは、(中略)原則としてその日又は翌日の正午までに指定金融機関に払い込まなければならない。」と定められているが、入金が遅延していたものが見られた。

公金の取扱いについては、規則を遵守し、公正、確実かつ迅速に処理されたい。

(2) 古城園

令和2年9月23日付けで会計管理者から、口座振替ができなかった自己負担金については原則として現金で徴収せず、金融機関での納付を依頼することとする通知があったにもかかわらず、施設において現金での取扱いを行っていた。今後は、適切な事務処理を行なわれたい。

また、備品の購入において複数購入するにもかかわらず、1台の参考見積書による事務の執行が多数見られたり、同等品不可としているが理由が不明確なものが見られたりした。

契約事務においては、地方自治法はもちろんのこと、宇和島地区広域事務組合契約規則で準用する宇和島市契約規則や管理課からの通知などを遵守した適正な事務処理を行なわれたい。